

## Ⅳ 学校・保護者・地域が連携した安全管理の進め方 ( 高等学校 )

### 1 学校・保護者・地域と連携した安全管理体制づくり

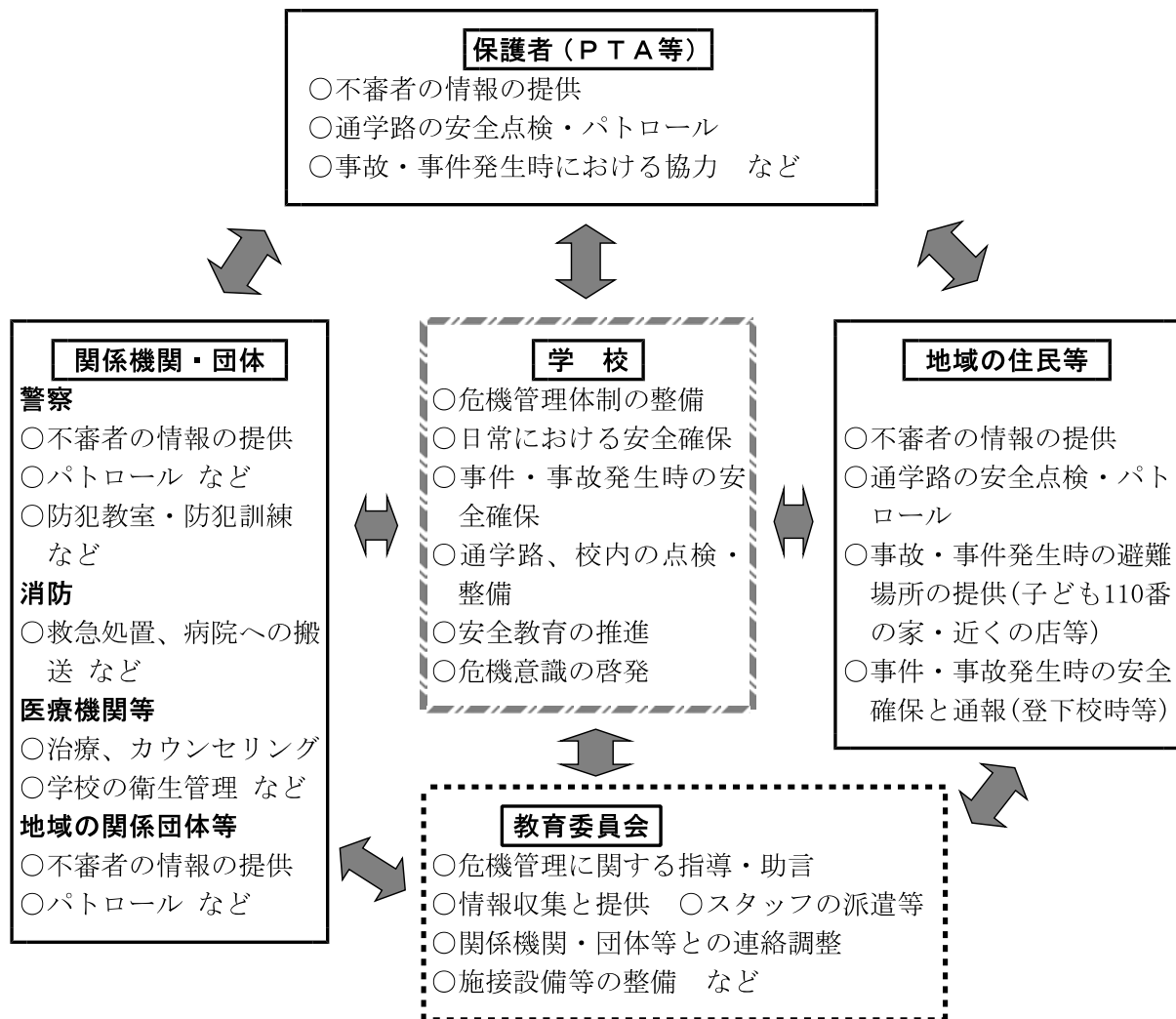
学校における生徒の安全確保については、これまでも保護者や地域の方々の協力を得ながら各学校において、交通安全対策をはじめ様々な事件・事故防止対策が講じられてきた。

不審者侵入等に対する安全管理については、一律の対応策は必ずしも有効ではなく、地域や学校の実情に即した対策をとることが効果的であることから、各校の実態にあった具体的な方策を検討し、学校の安全管理体制の点検を行い、生徒の安全確保対策に万全を期す必要がある。

### 2 取組の概要

#### (1) 地域ぐるみの安全管理体制づくりの進め方

学校だけで生徒の安全を確保するのは難しく、幼稚園、小・中学校との連携体制を拡充し、保護者をはじめ関係機関・団体や地域住民等の協力を得て学校の安全を守るために効果的な連携を行うために、以下の環境整備が必要である。



(2) 地域の関係機関等との具体的な連携について

地域に対して積極的な情報提供を行うとともに、関係機関等との情報交換を進め、学校の安全管理について協力を依頼するなどの連携を図る。

① 広報媒体の活用

広報紙やパンフレット、リーフレット等の広報媒体の活用により、学校の安全管理に関する情報を家庭や地域社会に積極的に発信し、学校の安全管理に関する協力を呼びかける。

② 連絡会・協議会等の設置

地区連絡協議会などの組織の活用、あるいは保護者、自治会、警察等の関係者を含めた学校安全管理のための連絡会・協議会を組織することにより、安全管理マニュアルへの意見の聴取や不審者・変質者等の情報の共有等に努めるとともに、緊急時には協力要請を円滑に行えるような体制づくりに努める。

③ 警察等の関係機関との連携

警察や消防等の関係機関との連携を強化し、日ごろから不審者や緊急時の対応等に関する情報の交換に努める。特に警察に対しては、学校周辺の定期的なパトロール、不審者情報の提供、防犯訓練等の指導など、安全管理についての支援・協力を依頼する。

④ 保護者や学校評議員等への意見聴取

学校評議員等に学校の安全管理に関する実情を説明し、意見を聴取して改善に努める。

⑤ 「子ども110番の家」等の活用

「子ども110番の家」等の緊急避難場所を地域住民にも周知し、地域で生徒の安全を確保する気運の醸成を図る。また、「子ども110番の家」等の方に対し、生徒が駆け込んできたときの対応が適切に行えるよう定期的にパンフレットの配布、連絡会等を通して方策を講じる。

⑥ 不審者情報の提供

関係機関、地域住民、近隣の学校が相互に不審者情報の連絡をとる。

⑦ あいさつ運動の推進

学校と関係機関が協力して、登下校時におけるあいさつ運動を実施するなど、不審者が侵入しない地域づくりを推進する。

⑧ ボランティア活動への協力依頼

保護者や地域住民に対し、通学路の巡回等の安全確保を図るためのボランティア活動を依頼する。

⑨ 施設の開放

学校の施設（余裕教室、クラブハウス等）を地域住民の学習・交流の場として提供するなど、地域コミュニティ活動の活性化に協力し、地域との連携を図る。

### 3 まとめ

生徒の安全を確保するために、保護者や地域住民、警察等の関係機関と連携を図りながら安全管理を推進しなければならないことを踏まえ、学校において取り組むべき事項並びに保護者や地域社会の協力を得て取り組むべき事項（点検すべき事項）を示した。

各学校の実態や地域の実情等に応じて必要な修正・追加を行い、定期的な点検等を実施し、生徒の安全確保及び学校の安全管理に万全を期すことが必要である。

## V 通学路における安全指導の進め方（小学校）

### 1 取組のポイント

- (1) 学級活動を中心とした「通学路」に関する安全指導
- (2) 通学路における危険箇所の点検と通学路安全マップの作製
- (3) P T A・地域社会等と連携を密にした通学路における安全対策の取組
- (4) 警察・交通安全協会等の関係機関と連携した安全指導への協力と情報交換

### 2 取組の概要

- (1) 学級活動を中心とした「通学路」に関する安全指導  
登下校において、交通事故につながるような危険箇所や人通りが少ない所など、危険な場所について話し合いを行う。児童が気付いていない危険な場所（保護者・P T Aなどから得た情報や通学路点検マップ等にあがってきたポイント等）について確認しながら、具体的な事例や体験、写真や図等の資料を有効に用い、対応を含めた安全指導を展開する。
- (2) 通学路における危険箇所の点検と通学路点検マップの作製  
児童と保護者が通学路を歩き、危険箇所を確かめて各自の通学路カードに記録し、その情報をまとめた校区通学路安全マップを作製する。また、P T Aの校外指導部や少年指導協議会等の関係機関の協力を得て、通学路における危険箇所を洗い出し、児童の周辺に潜む危険を事前に見つける。なお、このマップは機会を捉え更新しながら、毎年修正を加え、各家庭に配布する。
- (3) P T A・地域社会等と連携を密にした通学路における安全対策の取組  
自らの命は自ら守る児童を育てるためには、学校での教育活動だけでは限りがある。学校・家庭・地域・関係機関等が連携を深め、次のような実践を行う。
  - ① 通学路点検  
P T A校外指導部や少年指導協議会を中心に、通学路の点検を行う。また、児童と保護者が通学路を歩き、通学路カードを作製するなど、児童の目線で危険な場所を点検・確認する。
  - ② 安全指導  
日常の通学路における登下校指導、安全パトロール、通学路清掃等を保護者と教職員が協力して実施する。
- (4) 警察・交通安全協会等の関係機関と連携した安全指導への協力と情報交換
  - ① 小・中学校の連携  
小学校と中学校が連携して、中学校区指導協議会による校区の危険箇所や不審者等の情報交換、安全パトロールなどを行う。
  - ② 「子ども110番の家」、「駆け込み110番」（ガソリンスタンド）等との連携  
P T Aや地域自治会を中心に、校区内の在宅家庭や商店などに協力を求め、児童の登下校を見守ってもらう。
  - ③ 地域安全ネットワーク等の組織化  
校区内の関係機関（警察・地域少年指導協議会・社会福祉協議会・民生児童委員・消防団等）の連携による「地域安全ネットワーク」を組織化し、不審者に関する情報交換や危険防止に関する活動を進める。

### 3 実践活動

#### (1) 通学路における安全指導例

通学路の確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 自分の通学路を確かめよう。(青線)</li> <li>○ 友達と別れて、一人で通る道を確認めよう(赤線)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 校区の住宅地図</li> <li>○ 通学路安全マップがあれば用意しておく</li> <li>○ 色鉛筆</li> </ul>
危険箇所を出し合う	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 危険だと思う所を見つけよう。             <ul style="list-style-type: none"> <li>① 人通りが少ない。</li> <li>② 細い路地など、人の目が届きにくい。</li> <li>③ 見知らぬ人がいたり、見知らぬ車が止まっていたりする。</li> <li>④ 街灯がなく暗い。</li> <li>⑤ 交通事故のおこる可能性が高い。</li> </ul> </li> <li>○ と思われる所に番号を記入し、発表する。</li> <li>○ 家族や地域の人が見つけてくれた危険な所も確かめよう。(指導者より) (具体的な事例や体験があれば、出し合う)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 校区地図</li> </ul>
危険回避の方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 不審者に遭遇したときの対応 防犯ブザーや大きな声を出して助けを求める。 「子ども110番の家」などに駆け込む。など</li> <li>○ 交通事故に遭わないための交通ルールの確認 (予想出来る危険に対し、自分の行動を具体的に発表する)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ワークシート</li> </ul>
練習とまとめ	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 模擬練習・日常化への手立て 教室内での模擬道路等を使った練習</li> </ul>	

- ① 一単位時間45分の学級活動が実施できるよう作成する。
- ② 年間指導計画は、児童の発達段階や季節などを考慮して主題配列をする。地域や学校の実態に即して弾力的に活用する。
- ③ 指導については、実技訓練を取り入れ、映像資料・模型・統計資料等を使用した指導を行う。
- ④ 「評価」の後に、「日常化への手立て」を設定し、学習事項の習慣化を図る。
- ⑤ 事後指導については、「日常化への手立て」を基に、保護者への啓発を図っていくことが必要となる。また、PTAや地域・関係機関等の協力を得ることにより、より一層の効果が期待できる。

#### (2) 通学路安全マップ作製の実際

児童生徒の安全確保について、保護者にお知らせを配布する中で自分の身を守るための具体的な対応を伝えると共に、自分の通学路を各家庭で安全確認・点検するようお願いする。その際、校区の住宅地図など詳しいものを配布し、そこに、次の事柄を記入してもらう。

- 自分の通学路に青線を入れる。ただし、友達と別れてから一人になるところは赤線を入れる。
  - 次に、
    - ① 人通りが少ない。
    - ② 細い路地など人の目が届きにくい。
    - ③ 見知らぬ人がいたり、見知らぬ車が止まっていたりする。
    - ④ 街灯がなく暗い。
    - ⑤ 交通事故のおこる可能性が高い。
- と思われるところに、番号を記入する。

仕上がったマップは校区ごとにまとめ、校区通学路安全マップとして活用する。

P T A校外安全部の部会や地区少年指導協議会の会議などの機会を捉え、校区通学路安全マップの点検・確認を依頼する。

なお、このマップは毎年更新し、各家庭に配布する。

#### 4 実践の成果

- (1) 学級活動では、児童の視点から見た危険箇所の発表、具体的な場所や体験等を通して指導を進めることで、通学路の危険について見直し、確認する事ができた。
- (2) 通学路の点検では、親子での活動を取り入れたことにより、家庭への啓発が進んだ。また、個々の通学路における危険箇所と校区全体の危険箇所がはっきりと確認できてきた。学校の指導・点検だけでは不十分であり、保護者と連携・協力した活動を進めることで、危険箇所を洗い出し、児童の周辺に潜む危険を事前に見つけることができつつある。
- (3) 保護者・地域社会・関係機関等、多くの方から協力を得ることで、通学路における児童の安全確保に対する意識の高揚が図れた。また、地域の人たちから児童を見守ってもらえるようになり、地域ぐるみで交通事故や不審者に対する児童の安全確保を進めていこうとする土壌ができつつある。

#### 5 今後の課題

- (1) 児童の中には、交通量の多い交差点や道路を通る児童がいる反面、通学路の大半が一人になっってしまったたり、人通りの少ないところを通ったりといった児童もおり、いつも危険と隣り合わせの状況である。気のゆるみが事故につながることや不審者への対応を日頃から児童に知らせ、緊張感を持たせていくことが求められる。
- (2) 日常生活の中で、正しい判断により危険を予測し回避する行動ができる児童を育てるには授業だけでなく、あらゆる場面や機会をとらえ繰り返し指導する必要があると考える。また、家庭・地域社会・関係機関等との更なる連携が必要である。

## VI 地域・関係機関と連携した登下校時の安全指導の進め方 (小学校)

### 1 交通安全教育を推進するために

- (1) 児童が自立した社会人として成長していくためには、車社会の中で交通事故から身を守り、小学校時代から交通安全ルールとマナーを守る意識と態度を身に付けることが大切である。そのためには、児童の年齢や発達段階を踏まえて、効果的な指導を年間を通して意図的、計画的に推進することが重要である。
- (2) 児童の交通事故が学校管理下外である午後4時から6時ごろに集中していることを重く受け止めなければならない。登下校時や日常生活全ての場面で児童自らが危険を予知し、的確な判断において危険を回避しようとする意識や態度を養うことが大切である。そのためには、教職員と専門的知識をもった関係機関等が協力して安全指導や訓練を推進することが重要である。
- (3) 交通安全指導は、学校が中心となって推進していくものの、家庭教育による指導が行われなければ、そのねらいは達成できるものではなく、児童の生活基盤となる地域においても交通事故から児童を守ることはできない。そのためには、PTA、地域、関係諸機関の協力を得ることにより、より一層の効果が期待できる。PTAの校外指導部、地域の交通安全協会、地元警察署等の協力も得て、指導や訓練を推進すると同時に、各家庭への啓発を行うことが重要である。

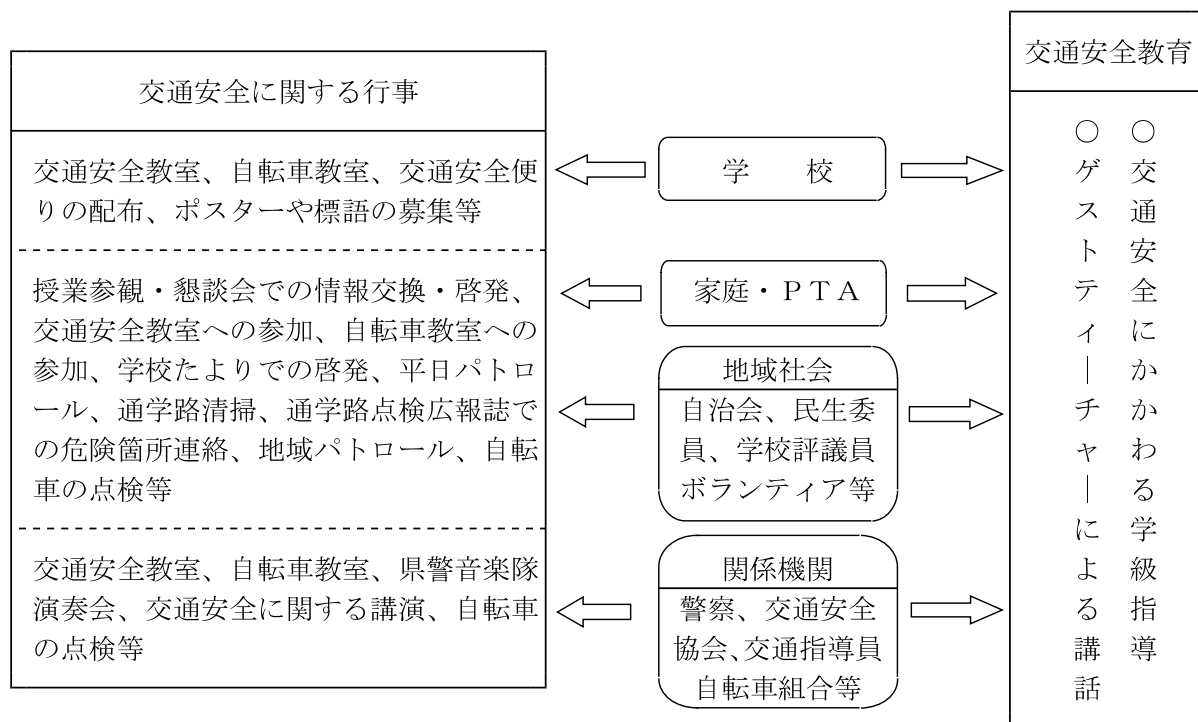
### 2 取組のポイント

- (1) 学級活動を中心とした交通安全教育
- (2) 危険箇所の点検と安全マップの作製・配布
- (3) PTA・地域と連携を密にした交通安全への取組
- (4) 地域・関係機関との連携の強化  
安全教育の啓発と協力、情報交換、警察・交通安全協会等との連携
- (5) 「地区安全ネットワーク」などの組織づくり

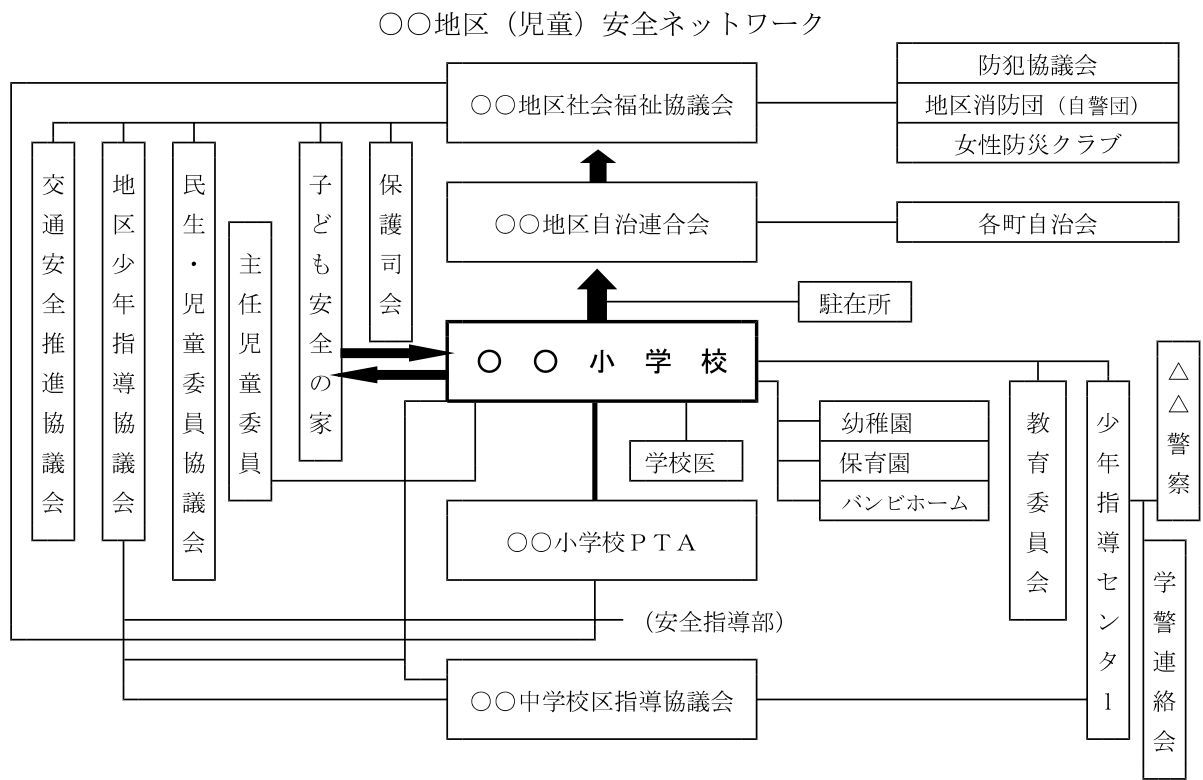
### 3 取組の概要

- (1) 学級活動を中心とした交通安全教育  
ゲストティーチャーを招き、具体的な事例や体験を紹介したり、写真や図などの資料を活用したりして、自らが積極的に身を守る自主的・実践的態度を育てるための指導を行う。
- (2) 危険箇所の点検と危険箇所マップの作製・配布  
PTAの校外指導部や少年指導協議会等、地域の方を中心に危険箇所を洗い出し、子どもの周辺に潜む危険を事前に見つけ、安全マップの作製を行う。安全マップは毎年更新しながら各家庭に配布する。
- (3) PTAと連携した交通安全への取組  
自らの命は自ら守る児童を育てるためには、学校での教育活動だけでは限りがある。学校・家庭・地域・関係機関等の指導の一体化が必要である。そこで、家庭・地域・警察等と連携を図り、次のような実践を行う。





- ① 交通安全教室の開催  
警察、地域自治会、保護者等の協力により行う。
  - ② 自転車点検  
交通安全協会とP T Aの協力を得て実施する。地区内の自転車販売店の協力によって、点検や軽修理を行う。
  - ③ 通学路点検  
P T A校外指導部を中心に、児童と保護者、教職員が通学路を歩き、危険な場所を確認する。
  - ④ その他  
登下校指導、安全パトロール、通学路清掃等を教職員と保護者が連携して実施する。
- (4) 地域・関係機関との連携の強化
- ① 小・中学校の連携  
小学校と中学校が連携として、中学校区指導協議会があり、危険箇所や不審者等の情報交換、夜間パトロールなどを行う。
  - ② 「子ども110番の家」、「駆け込み110番」(ガソリンスタンド)等との連携  
P T Aや地域自治会を中心に、校区内の在宅家庭や商店などに協力を求め、児童の登下校を見守ってもらう。
- (5) 「地区安全ネットワーク」などの組織づくり  
校区内の関係機関が連携し、情報交換や危険に対する活動を展開するための組織づくりを行う。



#### 4 実践の成果

- (1) 親子での活動を取り入れたことにより、家庭の安全教育の必要性の啓発が進んだ。また、このことにより、児童一人一人に応じた指導が可能になった。
- (2) 学校の安全指導だけでなく、家庭、地域社会、関係機関など多くの方々から協力を得ることにより、児童の交通安全に対する意識の向上が図れた。
- (3) 学校とPTAが中心となって地域に児童の取組を紹介したり、関係機関と連携した事業を展開したりすることにより地域の人たちから児童を見守ろうとする意識が芽生え、地域ぐるみで安全教育を推進するための土台づくりができた。

#### 5 今後の課題

- (1) 通学路において道路横断など、危険な箇所を通る児童がおり、気のゆるみが重大事故につながることを児童に知らせ、緊張感をもたせていくことが求められる。また、危険箇所については、関係機関に働きかけ改善に努めなければならない。
- (2) 日常生活の中で、正しい判断により、危険を予測し回避する行動ができる児童を育てるには、授業だけでなく、あらゆる場面・機会でも繰り返し指導する必要があると考える。また、家庭や関係機関との更なる連携が必要である。



## Ⅶ 運転免許取得にかかわる安全指導の進め方

### (高等学校)

高校生は、二輪車の免許取得可能年齢であるとともに、普通免許取得可能な年齢の直前であり、高校生への交通安全教育は特に重要である。高校生が交通社会に運転者として参加することを前提に「交通社会を生き抜く知識や態度を育む」という視点に立った交通安全教育を推進することが重要である。

#### 1 学校における交通安全への取組

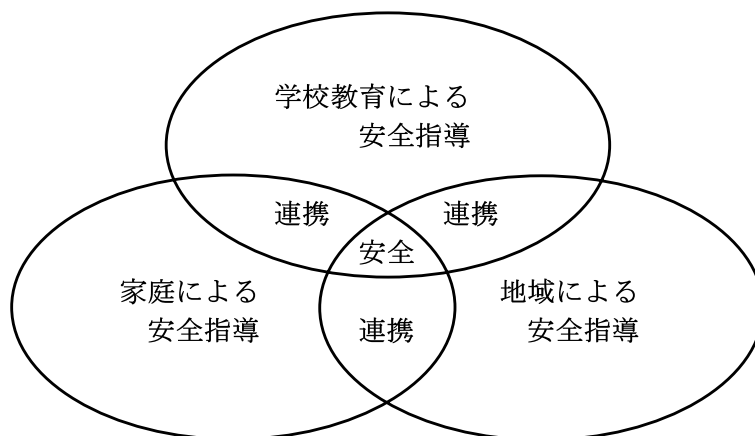
近い将来、多くの生徒は運転免許を取得し、交通社会の一員として二輪車または四輪車を運転すると予測され、生徒の尊い命を守るために教職員は、安全教育の重要性を認識し、積極的な安全学習及び安全指導を展開するための組織づくりを行うことが必要である。

また、ホームルームや学校行事を計画的かつ系統的に実施し、交通安全に対する意識の向上や交通事故を未然に防ぐための知識や心理、技術を習得させることが大切である。

さらに、保護者には家庭における交通安全教育の重要性についての理解を求め、家庭における交通安全指導の協力を依頼するとともに、地域での交通安全行事への参加や自治体・警察署等、関係機関との連携を深め、交通安全への取組を図ることが重要である。

運転免許取得にかかわる主な安全指導

領域	活動内容	題材名
(1)学校行事	交通安全講演会 交通安全映画視聴	二輪車事故例に学ぶ 事故と責任 など
(2)学校行事	交通安全実技講習会 自転車安全点検	新規運転免許取得生徒を対象とした実技指導
(3)課外指導	交通事故・違反生徒 への安全運転指導	交通事故・違反生徒を対象とした安全指導
(4)個別指導	交通安全係による 個別指導	新規運転免許取得希望生徒を対象とした個別指導



## 2 免許取得前の安全指導

### (1) 運転免許取得の意義

運転免許を取得するということは該当する種類の車両を運転することが許されると同時に、たとえ高校生といえども交通社会においては成人と同じ責任を負うことでもある。

自由に該当車両を運転する権利



ア 刑事責任    イ 民事責任  
ウ 行政責任

#### ア 刑事責任

運転中に自己の過失により交通事故を起こした場合「業務上過失致死傷罪」等の刑事罰が与えられることがある。

#### イ 民事責任

運転中に自己の過失により交通事故を起こした場合、相手の損害を賠償する責任が生じる。

#### ウ 行政責任

運転中に自己の過失により交通事故を起こした場合、「免許停止」や「免許取消」等の責任が生じる。

### (2) 免許取得の手順

#### ① 保護者との連携

本人の意志のみならず、保護者に対しても免許取得に同意しているかどうかの確認を行うことが必要である。また、原付の使用目的や本人の生活の様子など、総合的な判断の下に免許取得を許可することが望ましい。免許試験は長期休業中とする。

#### ② 同意書及び誓約書

運転免許試験受験同意書は、保護者記名捺印の上、運転免許センターに提出させる。試験に合格した場合は免許センターから渡される書類に免許番号を記入し、学校に提出させる。誓約書は、生徒に交通社会人としての責任と交通安全意識の向上を図るために用いる。

<p align="center"><b>運転免許試験受験同意書</b></p> <p>奈良県警察本部交通部長 殿 奈良県警察本部交通課運転免許試験係長 殿</p> <p>学校名 _____ 校長 _____ 印</p> <p>次のとおり運転免許試験に同意したので、受験証明を本願いたします。</p> <table border="1"> <tr> <td>氏名</td> <td>_____</td> <td>学年</td> <td>_____</td> </tr> <tr> <td>所属</td> <td>(全・定・通) _____</td> <td>科</td> <td>_____</td> </tr> <tr> <td>日</td> <td>_____</td> <td>時</td> <td>_____</td> </tr> <tr> <td>免許の種類</td> <td colspan="3">普通・大自二・普通二・原付・その他( )</td> </tr> </table> <p>免許試験合格日 平成 年 月 日 運転免許証交付日 平成 年 月 日</p> <p>有効期間 平成 年 月 日～平成 年 月 日・平成 年 月 日～平成 年 月 日</p>		氏名	_____	学年	_____	所属	(全・定・通) _____	科	_____	日	_____	時	_____	免許の種類	普通・大自二・普通二・原付・その他( )			<p align="center"><b>誓約書</b></p> <p>奈良県立 高等学校 校長 _____ 様</p> <p>私は、運転免許証の取得に際し、道路交通法ならびに校則を遵守し、その安全を期することを誓います。</p> <p>平成 年 月 日 学年 組 番 生徒氏名 _____</p> <p>上記の者に運転免許証を取得させますが、道路交通法ならびに校則を固く遵守させ、事故は勿論のこと、違反や危険な走行をしないよう保護者として責任をもって監督指導します。</p> <p>また、諸規則の違反等があった場合、学校に速やかに連絡し、学校の指導（運転の停止や特別指導等）を受けることをお約束いたします。</p> <p>平成 年 月 日 保護者氏名 _____</p>														
氏名	_____	学年	_____																													
所属	(全・定・通) _____	科	_____																													
日	_____	時	_____																													
免許の種類	普通・大自二・普通二・原付・その他( )																															
<p><b>同意書交付願</b></p> <p>学校長 _____ 殿 保護者氏名 _____ 印</p> <p>次のとおり運転免許試験を受験させたいので、同意くださるようお願いいたします。</p> <table border="1"> <tr> <td>氏名</td> <td>_____</td> <td>免許の種類</td> <td>_____</td> <td>所属</td> <td>_____</td> <td>科</td> <td>_____</td> <td>年</td> <td>_____</td> </tr> </table>		氏名	_____	免許の種類	_____	所属	_____	科	_____	年	_____																					
氏名	_____	免許の種類	_____	所属	_____	科	_____	年	_____																							
<p align="center"><b>受験証明書</b></p> <table border="1"> <tr> <td>免許の種類</td> <td>_____</td> <td>学校名</td> <td>_____</td> <td>氏名</td> <td>_____</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>月 日</td> <td>検印</td> <td>月 日</td> <td>検印</td> <td>月 日</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>月 日</td> <td>検印</td> <td>月 日</td> <td>検印</td> <td>月 日</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>月 日</td> <td>検印</td> <td>月 日</td> <td>検印</td> <td>月 日</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>月 日</td> <td>検印</td> <td>月 日</td> <td>検印</td> <td>月 日</td> </tr> </table> <p>免許交付日 平成 年 月 日 免許交付 ( ) 警察署 運転免許証番号 _____</p> <p>時 _____ 分 _____ 秒 場所 _____ 奈良県運転免許試験場</p>		免許の種類	_____	学校名	_____	氏名	_____	1	月 日	検印	月 日	検印	月 日	2	月 日	検印	月 日	検印	月 日	3	月 日	検印	月 日	検印	月 日	4	月 日	検印	月 日	検印	月 日	
免許の種類	_____	学校名	_____	氏名	_____																											
1	月 日	検印	月 日	検印	月 日																											
2	月 日	検印	月 日	検印	月 日																											
3	月 日	検印	月 日	検印	月 日																											
4	月 日	検印	月 日	検印	月 日																											

### (3) 運転に必要な心理

運転時の姿勢は、運転者の心の状態を写す鏡のようなものである。穏やかな気持ちでハンドルを握れば安全運転につながるが、興奮したり不安定な気持ちでハンドルを握ると無謀で危険な運転に陥るものである。運転技能や危険予知能力養成のための指導は勿論重要な事項である。本来高校生の年齢は身体的に最も充実した時期であるにもかかわらず交通事故が多発しているのは自己の欲求を抑制したり、客観的にそして沈着冷静に物事を判断する能力にやや欠ける面が見られるのが原因である。従って感情を自己分析して自己規制を行えるように「メンタル面」での指導も重要となる。

- ① 原付は大変便利な乗り物であるが、運転者の気持ち一つで人を傷つける凶器にも成り得る、いわば「諸刃の剣」である。日頃からの自己規制力を鍛錬しておく必要性を再度説くことが重要である。また、年齢別死者数では16歳～24歳の若者と65歳以上の高齢者が特に多く、この二つの年齢層だけで全交通事故死者数の53.7%を占めていること、交通事故死が若者の死亡原因の第1位になっていることを認識させ、若者の交通事故の原因を考えさせる。
- ② 交通事故及び死亡事故とも若者が第1当事者となった事故は3割弱を占め、突出して第1位であり、若者の事故の原因者としての関わりが高くなっている。また、第1当事者が自動車（自動車、二輪車、原付）となっている死亡事故件数の運転免許取得者1万人当たりの値をみると、若者は2.6件と第1位であり、全年齢層の1.2件に対して2倍以上の値となっている。

#### 若者の交通事故死者の特徴

- |                 |                   |
|-----------------|-------------------|
| ①男性の占める割合が著しく高い | ②事故の第1当事者となる割合が高い |
| ③車両単独事故の割合が高い   | ④夜間の事故が多い         |
| ⑤最高速度違反による事故が多い |                   |



カッとなりやすい男性が深夜に家を抜け出して自己規制できずに高速で運転したために運転を誤って交通事故を起こした例などは少なくない。

### 3 運転免許取得後の指導

#### (1) 運転免許取得者集会

新規に運転免許を取得した生徒を対象に新学期の早い時期に「新規運転免許取得者集会」を実施し、運転者としての義務や責任及び損害賠償保険の仕組みや運転に伴う危険について指導する。

##### ① 運転免許取得者名簿の作成

運転免許試験に合格して提出された同意書をもとに「運転免許取得者名簿」を新学期早々に作成し、各クラス担任が取得状況を把握し活用する。また、以降に行われる安全教育に関する学校行事への参加名簿として活用する。

##### ② 事故現場での運転者の責任

交通事故を起こした時には、まず現場において次のような措置を行う責任がある。

#### ア 負傷者の救護

・・・救急車を呼び、負傷者の応急手当など救護に当たり、

万全の措置をとる。

**イ 危険防止措置**

・・・路上に危険物があればそれを除き、更なる事故につながる危険を防止する措置を講ずる。（その際証拠隠滅にならないように注意しながら片付けを行うこと）

**ウ 警察官への連絡**

・・・(ア) 事故の発生日時、場所  
(イ) 負傷者の数  
(ウ) 負傷の程度、損壊の程度  
(エ) 車両等の積載物  
(オ) 事故について講じた措置

関係法令・・・道路交通法72条、72条の2、117条、117条の3、119条

③ 事故を起こした時にかかる**3つの責任**

〈 事 例 〉

高校生Aはバイクで交差点に侵入の際、会社員の男性をはねて死亡させてしまった。この男性は、月収30万円の給料と年額150万円の手当及び妻子2人の扶養手当をもらっていた。

**ア 刑事責任**

・・・検察庁の取り調べの上、家庭裁判所へ送致。  
(禁固または懲役)

**イ 民事責任**

・・・上記の事例の場合、損害賠償額は以下のように算出された。  
(ライプニッツ方式による)

(1) 死亡により得べかりし利益の損失	7,000万円
(2) 葬儀費用	110万円
(3) 近親者に対する慰謝料	2,300万円
	<hr/>
合 計	9,410万円

**ウ 行政責任**

・・・運転免許取り消し

④ 損害賠償責任保険のしくみ

ア 強制保険（自動車損害賠償責任保険）

自賠責保険はいわゆる強制保険で、自賠法によって全ての車に加入が義務付けられている。これは四輪車だけでなく、二輪車や原動機付自転車（原付バイク）も対象となる。

《違反すると》

- ・1年以下の懲役または50万円以下の罰金（自賠法86条の3）
- ・違反点数が6点、免許停止処分（道路交通法103条、108条の33）

自賠責保険は被害者救済を目的とする保険であり、人身事故による対人賠償だけを保険金支払いの対象としている。したがって、他人の車に損害を与えた場合の対物賠償や、加害者本人の怪我や車の損害等は対象にならない。

保険金が支払われる場合

(ア) 死亡の場合は被害者1名につき3,000万円が限度（逸失利益、葬儀費、慰謝料

を含む。)

(イ) 後遺症害の場合は被害者1名につき、第1級で3,000万円～第14級で75万円が限度(損害程度区分)

(ウ) 怪我による損害は被害者1名につき120万円が限度(治療関係費、休業損害、慰謝料を含む。)

保険金の請求者

保険金請求

- 加害者請求→加害者が賠償金の支払い後、自分の契約している保険会社に請求する方法。
- 被害者請求→加害者から賠償を受け取れない場合で、加害者の契約している保険会社に直接請求する方法。

イ 任意保険(自動車、バイク総合保険)

加入は任意ではあるが、最近の高額判決例にもあるように強制保険で充当できない賠償を補うために各種の危険にあわせていろいろな種類の保険がある。

交通事故賠償に関する主な高額判決例

認定総損害額	被害者年齢	被害者職業	被害態様
2億9,737万円	男40歳	会社役員	後遺症害
2億6,562万円	男19歳	大学浪人	後遺症害
2億6,548万円	男20歳	大学生	後遺症害
2億5,721万円	男22歳	自衛官	後遺症害
2億5,050万円	男20歳	専門学校生	後遺症害
2億3,699万円	男17歳	電気工	後遺症害
2億3,686万円	男24歳	会社員	後遺症害
2億3,376万円	男18歳	大学生	後遺症害
2億2,388万円	男17歳	高校生	後遺症害
2億2,162万円	男39歳	医師	死亡



<p><b>任意の自動車保険</b></p> <p>任意の自動車保険には、各種の危険にあわせて次のような保険がある。実際の保険商品はこれらの保険が組み合わされてできている。</p>	<p><b>搭乗者傷害保険</b></p> <p>自動車に乗車中の運転者や同乗者が事故によって死傷した場合に保険金が支払われる。</p> 
<p><b>対人賠償保険</b></p> <p>自動車事故で他人を死傷させ、法律上の損害賠償責任を負った場合、その損害賠償額のうち自賠責保険で支払われる保険金を超える部分に対して保険金が支払われる。</p> 	<p><b>対物賠償保険</b></p> <p>自動車事故で相手の自動車や建物など他人の財物に損害を与えたことにより、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金が支払われる。</p> 
<p><b>自損事故保険</b></p> <p>運転をミスして電柱に衝突した場合など、自賠責保険では補償されない運転者自身の自損事故により運転者等が死傷した場合に保険金が支払われる。</p> 	<p><b>車両保険</b></p> <p>契約した自動車が、衝突、接触、墜落、火災、盗難、台風、洪水、高潮などの偶然な事故によって損害を受けた場合に保険金が支払われる。</p> 
<p><b>無保険車傷害保険</b></p> <p>対人賠償保険をつけていないなど、賠償能力が十分でない他の自動車に衝突されて、運転者や同乗者が死亡または後遺障害を負った場合に保険金が支払われる。</p> 	<p><b>人身傷害補償保険特約</b></p> <p>自動車に乗車中あるいは歩行中の事故で死傷した場合に本人の過失割合にかかわらず保険金が支払われる。</p>  <p><small>(注) 人身傷害補償保険は、加入していない任意自動車保険会社もあり、また加入している損害保険会社でも内容が異なっていることがあるので、契約に当たっては損害保険会社に代位請求によく確認する必要があります。</small></p>

- ⑤ 二輪車の貸し借りに伴う危険（借りた者が起こした事故責任）
- ・ 借り主は被害者に損害を賠償しなければならない。
  - ・ 借り主は貸し主に修理等に掛かる損害を賠償しなければならない。
  - ・ 無保険車を運転していた場合、借り主は被害者に全額賠償しなければならない。

(2) 免許取得者への実技指導

① それぞれの学校の実態に応じて、実際に学校のグラウンドや駐車場または自動車教習所において、警察署の交通課などの協力を得て原動機付自転車の実技指導を行う。

白バイ隊の実演を見学したり、実際に生徒自身が乗車し、運転することで自分の運転技術の未熟さや安全確認の不備等を点検させて体験的に安全運転の知識や技術を身に付けさせる。

② 交通事故に限らず事故発生時における具体的な事故対応方法やケガの応急手当についても、消防署等の救急救命講習を受けさせ、その知識や技術を身に付けさせる。